

## 包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

令和4年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

令和5年9月29日

新潟県監査委員	八	木	浩	幸
新潟県監査委員	小	島	義	徳
新潟県監査委員	小	島		晋
新潟県監査委員	岡		俊	幸

令和4年度 包括外部監査結果に基づく措置内容

テーマ「出資法人に係る財務事務の執行及び管理の状況」

区分	法人名等	項目	指摘・意見の内容	措置内容
意見1	総務部行政改革課	経営健全化方針策定要否に係る調査方法について	<p>経営健全化方針を策定すべき法人の有無の調査は、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について（平成30年2月20日付け総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知）」で示されている、(1)～(3)の要件で検討されているが、(4)に示されている包括条項に基づく検討方針が定められておらず、(4)の条項を活用して検討した実績がない。</p> <p>具体的な指標等では対応しきれない場合や、個別の事情に合わせた判断をすべき場合について包括条項を活用することが求められていると考えるべきであり、実効性を持たせるために新潟県独自の具体的な事例等を策定したうえで幅広く対象法人を抽出し、経営健全化の取組の要否を検討するような運用が望ましいと考える。</p>	出資法人所管課に対して、包括条項を活用して検討する場合の例を示し、経営健全化方針の策定を検討すべき法人を幅広く調査することとした。
意見2	総務部行政改革課	県出資法人の情報公開について	<p>県出資法人は、その公共性から透明性の確保と説明責任を十分果たすことが必要であることから、新潟県は出資法人に対して、出資法人自身が積極的に情報公開するように指導することとされている。</p> <p>一方、出資法人の情報公開の状況は法人にバラつきが生じていることから、「経営状況点検評価マニュアル」において、出資法人自ら開示すべき最低限の情報を明確にし、各所管部署において出資法人に統一的な指導ができる体制を構築することが望ましい。</p>	法人が開示すべき最低限の情報を「経営状況点検評価マニュアル」で定め、統一的な指導ができるようにした。
指摘1	公益財団法人新潟県環境保全事業団	登記事務について	<p>登記事項の変更が生じた場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされているが、役員等に変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記がされていない事象が散見された。</p> <p>登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や必要書類（就任承諾書等）の準備に時間を要するとのことであるが、就任・重任予定の役員に承諾書等の必要書類を事前配布し評議員会決議後に提出をしてもらうなど、業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。</p>	登記事項の変更登記が二週間以内に完了するよう、議事録の作成や必要書類の入手等を迅速化した。

意見 3	公益財団法人新潟県環境保全事業団	理事会の書面決議にかかる議事録について	<p>理事会で書面での決議が有効に行われたと認められるには、理事全員が同意の意思表示を示したのみならず、監事が当該提案について異議を述べていないことが必要であるが、新潟県環境保全事業団の書面決議の理事会議事録については、理事全員が同意した旨は記載されているが、監事が異議を述べていないかどうかについては記載がなかった。そのため、議事録だけではその有効性を確認することができない状況である。</p> <p>そのため、書面決議を行う場合には、監事が異議を述べたかどうかについても議事録に明記しておくことが望ましい。</p>	<p>書面決議の際は、監事が異議を述べたかどうかについても議事録に明記することとした。</p>
意見 4	公益財団法人新潟県環境保全事業団	役員 の 欠 格 事 由 の 確 認 に つ い て	<p>新潟県環境保全事業団では、役員の就任時に欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手はしていない。</p> <p>法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分に説明を行い、欠格事由の有無を確認したうえで確認書を入手することが望ましい。</p>	<p>役員の重任時に、欠格事由について十分に説明を行い、確認書を入手することとした。</p>
意見 5	公益財団法人新潟県環境保全事業団	廃 棄 物 処 理 料 金 の 価 格 改 定 に つ い て	<p>廃棄物処理料金の価格設定は変動要因が多く、新潟県環境保全事業団としても継続的な価格設定の見直しを行ってきているところではあるが、情報収集の困難さもあり、結果として同業他社の料金水準から全体的に低い設定となってしまうていた。</p> <p>市場の価格情報については容易に収集できないとのことであるが、廃棄物処理業者として利用事業者等からも情報を集められる環境でもあることから継続的に情報収集に努め、法人として求められている役割や、市場の原理も考慮の上、価格改定について検討するような運用が望ましい。</p>	<p>市場の価格情報等を踏まえ、令和5年に全面的な価格改定を行ったところであり、今後も継続的に情報収集を行い、適正な価格設定を行う。</p>
意見 6	公益財団法人新潟県環境保全事業団	公 共 関 与 に よ る 広 域 最 終 処 分 場 の 将 来 計 画 に つ い て	<p>最終処分場が当初予定よりも早期に埋め立てが完了してしまうリスクがあることから、県及び事業団は各種対策をとっているが、その効果は今後の推移を見守る必要がある。</p> <p>県内の産業廃棄物の最終処分場として大きな役割を果たしているエコパークいずもざきにおける受入れが困難となった場合に生じる影響を考えた上で、埋め立ての進捗に応じたさらなる対策が望まれる。</p>	<p>これまでも価格改定、再資源化の推進による最終処分量の削減等の搬入抑制策を実施してきたところであり、引き続き、次期処分場の供用開始まで処分容量を確保できるよう、埋立の進捗に応じ、更なる搬入抑制策を講じる。</p>

意見7	公益財団法人新潟県環境保全事業団	「リサイクルアドバイザー」設置業務における随意契約について	「リサイクルアドバイザー」設置業務の委託先とした新潟県環境保全事業団の選定理由を否定するものではないが、中間処理にかかる業界団体等も選択肢として考えられることから、随意契約が適切であるか十分確認の上、選定を行うべきである。	委託先選定時に、委託事業の内容や性質等を踏まえ他団体等への委託の可能性を検討し、随意契約が適切であるか十分確認の上、選定を行った。
意見8	公益財団法人新潟県環境保全事業団	「リサイクルアドバイザー」設置業務における委託業務の見直しについて	「リサイクルアドバイザー」の設置業務については、契約書において業務内容や数値目標が明確でなく、委託業務が何をもちて達成されたのかが不透明である。また、定期報告においても第4四半期における活動報告が3事業者に対し実施した現地確認の結果報告しか確認できず、事業としての目的が達成できているかどうか不明である。 事業において実施すべき業務の成果を明確にし、委託料に見合う業務が適切に行われているかどうかを検証すべきである。また、委託料と実施されている業務とで乖離が生じている場合には、事業の必要性についても見直すべきである。	事業の検証を行い委託料の妥当性と事業の必要性を確認した。また、事業計画書において事業内容や数値目標を明確にするとともに、事業の達成状況を四半期ごとに委託事業者との定例会議において確認することとし、活動報告は業務の成果がより明確になるよう報告内容を見直した。
指摘2	公益財団法人新潟県環境保全事業団	「リサイクルアドバイザー」設置業務における定期報告書の適時性について	定期報告書は四半期ごとに遅滞なく提出することとなっているが、四半期経過後2か月ほど経って提出されたものがあつた。 定期報告書は、新潟県として委託業務が適切に行われているかを検査するためのものであり、遅滞なく提出するように指導すべきである。	委託契約書に定期報告書の報告期限を明記し、期限内の提出を求めることとした。
意見9	公益財団法人新潟県環境保全事業団	地球温暖化防止活動推進員等活動支援事業委託における経費精算書について	受託者から提出される経費精算書の報告が、委託料の金額と一致させて報告することが前提では、予算と実績の比較ができず、受託者側でどのような調整が行われているか、その影響額も把握できないことになる。 経費精算書の様式の変更を求め、実績額もあわせて報告してもらふような運用にし、予算策定における見積書と実績との比較検証を実施することにより、見積書の金額水準の妥当性を検証することが望ましい。	予算編成にあたり、事業者から提出される見積書及び過去の実績報告書をもとに、委託額の妥当性を確認することとした。

指摘3	公益財団法人新潟県スポーツ協会	登記事務について	<p>登記事項の変更が生じた場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされているが、変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記がされていない事象が散見された。</p> <p>登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や必要書類（就任承諾書等）の準備に時間を要するとのことであるが、就任・重任予定の役員に承諾書等の必要書類を事前配布し評議員会決議後に提出をしてもらうなど、業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。</p>	<p>登記事項の変更登記が二週間以内に完了するよう、議事録作成や必要書類の準備などの業務フローを見直した。</p>
意見10	公益財団法人新潟県スポーツ協会	自己財源の確保について	<p>新潟県スポーツ協会では安定的な自主財源の確保に向け、協賛金の獲得を目指して、ホームページ発信や企業訪問などによる新規法人会員獲得のほか、SDGsを絡めた子ども向けプロジェクトを新たに立ち上げるなど、積極的な取り組みを行っている。今後は、自主財源の確保に向けた新規事業の定着、拡大をより一層取り組むことが望まれる。</p>	<p>令和4年度からスタートした「にいがた子どものスポーツ応援プロジェクト」の協賛金の獲得等により、事業の定着と自主財源の確保に取り組んだ。引き続き、新規事業の拡大等により自主財源の確保に取り組む。</p>
指摘4	公益財団法人新潟県スポーツ協会	貸与物品の現物実査について	<p>「新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター」の貸与物品について、新潟県から現物照合が求められているが、ロケーション変更等により物品の所在が不明となり、現物の照合を行っていない物品が発見された。これについて、新潟県スポーツ協会は、備品照合確認結果報告書にて物品管理委託簿と現物に不整合はないと新潟県に報告していた。</p> <p>新潟県からの貸与物品の保管状況や稼働状況等を把握するという目的からすれば、現物照合の結果は実態に合わせて適切に報告すべきである。また、物品の管理者である新潟県スポーツ協会がロケーションを含めた貸与品管理簿等を作成することが必要である。</p>	<p>物品の管理方法や手順について、業務手順・方法をマニュアル化し、ロケーションの変更や職員の異動があった場合でも現物確認が可能な体制を構築した。</p>
意見11	公益財団法人新潟県スポーツ協会	競技水準向上対策事業の対象経費について	<p>宿泊費には宿泊施設から食事提供を受けられない場合などの自己調達を含むことを想定しているが、自己調達の範囲が明確に定められておらず、実態として宿泊費の上限額（1泊8,000円）以内であれば、補食費を宿泊費の一部として認める運用を行っている。</p> <p>そのため、補食費の定義を明確にするとともに、自己調達の範囲及び上限等について明確な基準を設けることが望ましい。</p>	<p>令和5年度の実施要項において、補助対象となる食事の内容を明らかにし、嗜好性の高いもの及び補食は補助対象外とすることを明記した。</p>

意見12	公益財団法人新潟県スポーツ協会	活動指標の設定について	新潟県スポーツ推進プランにおいて成果指標や関連する主要施策に対して施策指標(サブ指標)を設定しているが、活動指標は設定されておらず、事業評価や見直しが効果的に実施されていない。そのため、定量的評価を実施することが可能である主要な施策等に対しては、事業目的に従った活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施することが望ましい。	定量的評価が可能な主要施策については、活動指標を設け、事業評価や見直しに活用する。
指摘5	公益財団法人新潟県スポーツ協会	交付要綱と要領の相違について	要綱における実績報告書の提出期限と要領における実績報告書の提出期限が相違している事案が発見された。新潟県において要綱、要領の制定基準はないものの、一般的には、要綱は基本的事項を定め、要領は細則を定めているものと解される。そのため、要綱と要領において、記載事項が重複かつ相違するケースは通常想定されないと考えられる。 よって、要綱及び要領の記載事項の見直しを網羅的に実施すべきである。 なお、新潟県では令和4年3月22日付で要領を改正し、実績報告書の提出期限を要綱と同様の期限とする見直しを実施している。	要領を改正し、実績報告書の提出期限を要綱と同様の期限とした。
指摘6	公益社団法人新潟県農林公社	登記事務について	登記事項の変更が生じた場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされているが、変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記がされていない事象が散見された。 登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や郵送により出席者の署名を入手するため等により時間がかかることであるが、議事録の作成や署名の入手に係る業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。	登記事項の変更登記が二週間以内に完了するよう、議事録作成や署名の入手などの業務フローを見直した。
意見13	公益社団法人新潟県農林公社	役員欠格事由の確認について	新潟県農林公社では、役員の就任時に欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時には、改めて確認書を入手していない。 法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分に説明を行い、欠格事由の有無を確認したうえで確認書を入手することが望ましい。	役員重任時には、欠格事由について十分に説明を行い、確認書を入手することとした。

指摘7	公益社団法人新潟県農林公社	賞与引当金の計上について	新潟県農林公社の賞与（期末・勤勉手当）は6月1日を基準日として、12月2日から6月1日の勤務状況に応じて支給されることになるため、3月31日における決算において賞与引当金を計上する必要があるが、新潟県農林公社の財務諸表において賞与引当金は計上されていない。 そのため、林業公社会計基準に基づき賞与引当金を計上すべきである。	令和4年度決算に関する財務諸表から、賞与引当金を計上することとした。
指摘8	公益社団法人新潟県農林公社	関連当事者取引の注記について	新潟県農林公社の財務諸表において関連当事者注記が行われていない。新潟県が資金調達額の総額の過半について融資を実施し、事業の方針に新潟県が大きく関与している状況を鑑みれば、関連当事者に該当すると判断することが妥当であると考えられる。 そのため、財務諸表において新潟県との関連当事者取引を適切に注記すべきである。	令和4年度決算に関する財務諸表から、新潟県との関連当事者取引を注記することとした。
意見14	公益社団法人新潟県農林公社	分収林事業における将来見込の長期シミュレーションの開示について	新潟県は、新潟県農林公社分収林事業について最終的に債務超過となった場合、新潟県の責任で債務超過を解消するとしており、最終債務見込額は新潟県が負担する見込額となる。当該見込については、様々な仮定に基づきシミュレーションされており、その仮定には木材価格のほか、様々な事業経費、運送費や作業路開設の工事費用なども含まれている。そのため、それらの仮定が変動することで算定される結果は大きく異なることとなるが、現状のシミュレーションでは、変動要因について特定の仮定に基づき算定されている。 県が負担することとなる債務超過見込額は重要な情報であることから、正しく理解するために、今後のシミュレーションにおいては、変動要因となる仮定についてもより補足説明を加える、または、シミュレーション結果についても仮定の変動を想定して、ある程度幅を持たせた開示をするなどの対応が望ましい。	農林公社は、新たに策定した「公社造林第11次5カ年計画（計画期間：R5～R9）」において、最終債務見込額を試算するとともに、試算に用いた諸要素に関する補足説明を記載した。 県は、令和5年度に改定する「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」において、農林公社が試算に用いた諸要素に関する補足説明を記載する。
意見15	公益社団法人新潟県農林公社	分収造林契約の契約変更について	新潟県農林公社は、分収造林事業で潜在的な債務超過のリスクを抱えており、最終的に県がその負担を負うことが想定されていることからすれば、潜在的な債務超過の圧縮は喫緊の課題といえる。そのために、事業の基本となる「分収造林契約書」の見直しが必要と考えられるが、新潟県では契約延長の契約変更しか行われていないため、全国的にも行われている分収割合の見直しについても積極的に取り組むべきである。 なお、現状は契約期間の延長に取り組んでいる最中である。分収割合の変更については、	農林公社は、新たに策定した「公社造林第11次5カ年計画」において、社員である市町村との分収割合の変更協議を、計画期間内に完了させることとした。

			<p>すでに契約期間延長に向けた契約更改が済んでいる契約者と、これから契約更改をする予定の契約者とで、それぞれどのように対応するのか検討が必要と考えられる。主伐開始となる2052年度まで時間的猶予はあると考えられるが、だからこそのような方針で進めていくのか、優先順位を付けたうえで計画的に、効果的かつ効率的に業務を遂行していくことが望ましい。</p>	
意見16	公益社団法人新潟県農林公社	計画と実績の乖離について	<p>新潟県農林公社は、潜在的な債務超過圧縮のために、収支の改善として利用間伐による収益の拡大が計画されているが、全体的に計画から実績が下回っている状況である。</p> <p>計画と実績の乖離については、様々な要因が考えられるが、要因を適切に分析し計画達成のための対策をとる必要がある。対策については、潜在的な債務超過の責任を県が負うことから新潟県農林公社だけの問題とするのではなく、県としても積極的な助言や必要な支援を行うとともに、新潟県農林公社は県の助言や支援を有効に活用しながら一体として計画達成に向けた取り組みを継続することが望ましい。また、その取り組みについて「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」、「公社造林5カ年計画書」に適切に反映することが望ましい。</p>	<p>農林公社は、新たに策定した「公社造林第11次5カ年計画」において、前5カ年計画での実績が計画量を下回った要因を分析し、計画達成に向けた取組を示した。</p> <p>県は、農林公社と定期的に取り組む検討会を開催するなど、計画達成に向けて支援することとしており、令和5年度に改定する「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」にその取組を記載する。</p>
意見17	公益社団法人新潟県農林公社	「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」における分収林事業の継続要否の検討について	<p>「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」策定において県内部では改めて検討したうえで、継続すべきという判断になったとのことではあるが、その検討結果は公表されていない。</p> <p>分収林事業における潜在的な債務超過の負担が県であり、その対応に係る情報は重要であるところ、事業の廃止という選択肢も対応策の一つと考えられるため、事業継続と廃止におけるメリット・デメリットといった検討内容は重要な情報であると考えられる。公表されている検討内容から10年以上が経過しており状況の変化もあることから、事業の廃止と継続の比較検討についても、今後、その内容の開示を検討することが望ましい。</p>	<p>農林公社の分収林事業継続の合理性について改めて検討し、令和5年度に改定する「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」に検討内容を記載する。</p>



意見18	一般財団法人新潟県建設技術センター	帰省手当について	<p>帰省手当は、若手職員の安定的な採用、生活給の拡充を目的として、月2回実家に帰省する費用を支給しているものであるが、帰省の実績等の報告は求めておらず、実質的に実家との距離に応じて支給している手当である。</p> <p>帰省費用を補助する観点を重視するのであれば、実績報告を受けて実費支給とすること等が考えられるが、まずは、実態把握をして制度の見直しを検討することが望ましい。</p>	<p>帰省手当の支給対象者に対し、帰省の実態を調査し状況等を把握した上で、制度を見直す。</p>
意見19	一般財団法人新潟県建設技術センター	事業費・管理費の按分について	<p>各会計区分または各事業区分に共通して発生する経費を按分する上での基準は、一般財団法人に移行した際に外部コンサルを入れて決定した基準であり、その後、8年間変更していない。</p> <p>当該按分基準は設定してから相当期間経過しており、また、令和5年度には試験棟新築、事務棟改修工事を予定しており、当該按分基準を設定した状況とは大きな実態の変化がある。</p> <p>したがって、まずは実態を把握した上で各共通経費の性質等に基づいて、定期的に按分基準の見直しを実施することが望まれる。</p>	<p>試験棟建替事業の完了後、会計毎の使用面積を把握した上で、事業費・管理費の按分比率を見直す。</p>
指摘9	一般財団法人新潟県建設技術センター	簿外の預金について	<p>預託金の専用口座として保有している法人名義の口座が会計帳簿に記載されずに簿外となっていることが発見された。</p> <p>法人名義の通帳である以上、資金流用等の不正を防止する観点からも、資金の動きは適切に管理すべきであり、その動きは会計上記録して管理すべきである。</p>	<p>簿外となっていた口座について、適切に帳簿管理できるよう、会計上の記録を行うこととした。</p>
指摘10	一般財団法人新潟県建設技術センター	収入印紙の管理について	<p>「収入印紙受払簿」の記録に不備が発見された。収入印紙は換金性が高いことから、現金等と同様の厳密な管理が求められる。管理の基本となる収入印紙受払簿において、その記録に不備がある場合には、適切な管理が行われているかどうか確認できないことになる。</p> <p>そのため、収入印紙受払簿にかかる記録は正確かつ網羅的に実施すべきである。</p>	<p>収入印紙受払簿の運用方法を見直し、収入印紙の使用毎に経理担当部門が確認することとした。</p>
意見20	一般財団法人新潟県建設技術センター	与信管理規程の整備について	<p>新潟県建設技術センターにおいては、与信管理についての規程等の基本的な方針は定められていない。取引先に対する債権については月次で管理を行い、必要に応じて支払いと引き換えに納入するなど個別の対応を実施しているが、回収リスクを明確にするためにも取引開始時点での信用調査・与信審査の実施は必要であると考えられる。</p> <p>よって、与信管理についての、規程を明確に定めたいうえで、ルールに基づく与信管理を実施することが望ましい。</p>	<p>取引規模等を勘案しながら、与信管理の規定を整備する。</p>

指摘11	一般財団法人新潟県建設技術センター	税効果会計の適用要否について	<p>法人税法上の収益事業を実施している場合には、税効果会計適用の要否を検討する必要がある。</p> <p>しかし、新潟県建設技術センターは法人税法上の収益事業を実施しているが、税効果会計の適用要否を検討したことは無く、現状は税効果会計を適用していない。新潟県建設技術センターにおいても、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されているフローチャートに従い税効果会計適用の要否を判断すべきである。</p>	税効果会計の適用の要否について検討する。
指摘12	一般財団法人新潟県建設技術センター	案件別の採算管理について	<p>H14年～H29年まで案件別のコスト集計を実施していたが、業務における原価の傾向が把握できたため、管理コスト面の削減を目的として現在は案件別のコスト集計を実施していない。</p> <p>しかし、健全な経営を維持していく観点から、業務ごとに人件費の工数等を集計し、適正な採算状況を把握する必要がある。</p> <p>また、業務計画を策定することは、業務ごとの実績との乖離を把握することも有用なツールであると考えられるため、案件別のコスト集計の実施と合わせて検討することが望まれる。</p>	適正な採算状況の把握に向けて案件別コスト集計を実施することとした。また、その結果を踏まえ業務計画を策定することとした。
指摘13	一般財団法人新潟県建設技術センター	予定価格の見直しについて	<p>新潟県建設技術センターにおいては、過去5期において安定した利益を計上しており、多額の内部留保を有している状況が近年相当期間継続している。</p> <p>しかし、新潟県建設技術センターは新潟県の出資法人であり、当初の設立目的や収入の大部分は随意契約による県からの受託収入であることを鑑みれば、多額の利益を確保する必要性はないと考えられる。</p> <p>よって、新潟県建設技術センターの利益構造を調査するとともに、積算基準の要素である作業歩掛り等についても実態調査を行い、結果を踏まえ適正な予定価格への見直しをすべきである。</p>	建設技術センターの利益構造の調査及び作業歩掛の実態調査を実施中である。調査には一定の作業期間が必要であることから、令和6年度にかけて調査・分析を実施した上で、その結果を踏まえ、予定価格の積算基準の見直しを検討する。

意見21	公益財団法人新潟県都市緑花センター	今後の事業展開について	「行政手続法施行に伴う土木部関係許認可事務の取扱いについて」（土木部監理課長通知）（以下「内規」という。）において、都市公園における制限行為の許可条件の一つに、「営利を目的としない催しであること」が含まれていたが、当内規の改訂により、営利を目的としたイベントや企画を行うことが可能となった。利用者にとっても利便性が高まるとともに、自主事業収入の増大に寄与する可能性も高まることから、今後、公園の魅力を発信し、広大な公園敷地をより一層有効活用し、自主事業収入の増収を目指すとともに、当該財源を利用した県民福祉の向上に資する事業展開を期待する。	大規模イベントの開催や新たな施設（スケートパーク）のPRなどの情報発信を充実強化し、公園の魅力を発信するとともに、有料イベントの開催や広告収入獲得等により自主事業収入の増収に取り組んだ。引き続き、より多くの県民が気軽に様々な楽しみ方ができる事業展開を進める。
意見22	公益財団法人新潟県都市緑花センター	自主事業に係る納付金について	自主事業に係る納付金の額は、中長期的な視点での事業運営の趣旨から、必ずしも単年度での算定結果だけによらず、指定管理期間合計で納付額を算定できることも考慮できるような弾力的な運用を検討すべきと考える。	令和4年度の指定管理者募集要項の改訂により、指定管理期間の合計を考慮した中長期的な視点での納付額の算定を可能としている。
指摘14	公益財団法人新潟県都市緑花センター	収入印紙について	長期間使われず残っていた収入印紙100,000円（一枚）について、使用見込みのある単位へ交換すべきである。	使用見込みのある単位の印紙に交換した。
意見23	公益財団法人新潟県都市緑花センター	警備業務に係る委託契約の締結について	警備会社との委託契約の締結において、施設の開業当初から長期間にわたり、指名競争入札・2人以上の見積り合わせが実施されていなかった。 長期的な委託料削減の観点から、例えば一般競争入札の検討を行うことや、定期的に見積り合わせを行うことを検討することが望ましい。	契約更新時には、定期的に見積り合わせを行うこととした。
指摘15	公益財団法人新潟県都市緑花センター	指定管理者へのモニタリングシートの提示について	所管課から指定管理者である緑花センターへ、モニタリング実施前に、モニタリングシートの提示が行われていなかった。モニタリングシートを提示することにより、モニタリング及び評価に対する指定管理者の納得感が高まると考えられるため、モニタリングシートの提示を行うべきである。	モニタリングの実施前に、モニタリングシートを指定管理者へ提示することとした。
意見24	公益財団法人新潟県都市緑花センター	指定管理者へのフィードバックについて	所管課から指定管理者へ評価結果を機械的に送付するだけでは、フィードバックの方法として不十分な場合がある。指定管理者の納得感を高め、管理運営の一層の改善を図るために、実効性のあるフィードバック方法を検討することが望ましい。	評価結果のフィードバックは、管理運営の一層の改善につながる機会と捉え、面談によりフィードバックを行うこととする。

意見25	新潟県住宅供給公社	新潟県住宅供給公社の今後のビジョンについて	住宅供給公社では、将来の事業活動が縮小する見通しの中、当面は借入金の返済に重点を置きつつ、中期的な経営計画を策定し、計画的に運営していくことが不可欠であると考ええる。	キャッシュ・フロー計画等を踏まえ、今後の事業活動の方向性や取組等を検討し、令和5年度に中期的な経営計画を策定する。
意見26	新潟県住宅供給公社	キャッシュ・フロー計画の位置付け等について	キャッシュ・フロー計画は、日々変化する経済環境を含む社会環境の変化に応じ見直すべきものであると考えるが、従前は、修繕計画の更新等一定のイベントが生じたときに見直しており定期的な見直しを実施していなかった。 キャッシュ・フロー計画は、持続可能性の判断のよりどころとなる重要な資料であるため、毎期見直すことを確実に実施されたい。	令和4年度にキャッシュ・フロー計画の見直しを実施した。また、今後も毎期の見直しを実施することとした。
意見27	新潟県住宅供給公社	業務効率化について	今回監査の過程で、明確に効率化が可能と断定できる業務は発見されなかったが、効率化の余地がある、あるいは効率化を検討する価値があると感じた業務は以下のとおりである。 ・入居者からの提出書類のチェック ・切手の管理 ・債権の消込 上記は、一例であるため、業務のたな卸を行い、上記以外にも効率化の余地のある業務については積極的に効率化を進めることが望まれる。	業務の効率化に積極的に取り組むこととし、消耗品類の発注手順や、帳簿類・起案の作成の必要性等を点検し、簡略化や集約可能な事務手続等の見直しを行った。
意見28	新潟県住宅供給公社	長期借入金金利について	長期借入金の金利について、現在の経済情勢に照らし、妥当な金利水準であるのかを、借換手数料等の諸経費の影響も踏まえて検討する必要があると考える。	妥当な金利水準であるかを検討し、低利な金融機関への借り換えを行った。
意見29	新潟県住宅供給公社	随意契約のための見積り合わせの業者選定について	工事契約・委託契約を随意契約する際の見積り合わせを行う業者について、例えば数年に一度広く業者を募る等、見積り合わせが可能な業者を増やすことが望ましい。	令和5年度から、公募により見積り合わせが可能な業者を増やすこととした。
意見30	新潟県住宅供給公社	給与計算システム、法定調書作成システムのアカウント設定について	給与計算システム、法定調書作成システムについて、担当者1名のみアカウント設定しかなされていない状況であった。 給与計算システム、法定調書作成システムのアカウント設定について、事業継続の観点から複数アカウント設定することが望ましい。	令和4年度に2名のアカウントを設定した。

意見31	新潟県住宅供給公社	情報システムの管理・運用・セキュリティに係る規程・ポリシーの整備	<p>情報システムの管理・運用・セキュリティに係る規程・ポリシーが整備されていない。また、定期的なパスワードの変更がなされていなかった。</p> <p>情報システムの管理・運用・セキュリティに係る規程・ポリシーを整備することが望ましい。</p>	情報システムの管理・運用・セキュリティに係る要項を策定することとした。
意見32	新潟県住宅供給公社	県営住宅の管理代行業務に係る定量的な活動指標の設定について	<p>県営住宅の管理代行業務について、定性的な成果指標は設定されているが、定量的な数値目標が設定されていない。</p> <p>定量的な数値目標を設定し、毎期の事業評価に役立てることが望ましい。</p>	定量的な数値目標を設定し、達成状況を踏まえた事業評価を行うこととした。